

## つきの市出店要項

目的：農産物の販路拡大、一駅逸品のPR及び販売

日時：毎月第2・4日曜日の定期開催 9：00～11：30の予定（天候等により前後することがあります）

場所：大月市七保町葛野 公正屋東店 駐車場内

### ◆出店者条件・出店料について

- ・居住の市内外、法人個人は問いませんが、農産物の提供者のみ市内に限ります。
- ・提供する商品・サービスには、大きな規約はありませんが、山梨県や大月市にゆかりがあつてオリジナリティのある商品が望ましいです。
- ・出店者の売り上げ合計が、30,000円以上の場合は、出店料を徴収します。ただし、出店者の売り上げが30,000円以上であっても、出店者の売り上げが2,000円に満たない場合は出店者からは徴収しません。

徴収する出店料は以下のとおりです。

- ・売り上げ2,000円～5,000円までは、300円
- ・売り上げ5,000円～10,000円までは、500円
- ・売り上げ10,000円～以上は、1,000円
- ・飲食関連の販売については、イベント等での臨時営業許可や移動食品の営業許可証を取っている方に限ります。
- ・出店者には出店者会に加入していただきます。（登録料：無料）
- ・つきの市開催中は、途中入場・途中退場は、出来ません。（急用の場合を除く）

### ◆留意事項

- ・市の当日における出店の開始や終了などは、主催者の指示に従って下さい。
  - ・出店場所は、会場内自由ですが、すでにに出店している出店者と相談してください。
  - ・市終了後に出店料を徴収いたします。その際、売上げ報告をして頂きますので、予めご理解ください。
  - ・電気、ガスなどは、場内にございませぬ。各自ご用意ください。
- また、ご使用にあたり使用上の注意を確認し十分に注意をしてください。
- ・販売後には、しっかり周囲の清掃をしてください。
  - ・出店に関する事故・トラブルなどについては、主催者は一切責任を負いかねますので、出店者側で対応をお願い致します。
  - ・お客様からのクレームなどが発生した場合、これに対する改善を指示することがありますが、その際には、速やかに主催者の指示に従って下さい。

### ◆申込みお問い合わせ先（主催者）

大月市産業観光課農林業担当 E:meil [sangyou-19206@city.otsuki.lg.jp](mailto:sangyou-19206@city.otsuki.lg.jp)

電話 0554-20-1833 FAX 0554-20-1533